

人権委員会要綱

目的：フリースクール会員の人権を尊重する一つ的手段として、人権委員会を設ける。

会員のフリースクールやスタッフに対する要望などを吸い上げやすくする。

運営：

- ・人権委員会の委員の選定は、フリースクールに従事する者以外の理事や外部委員で構成する。

(荒尾俊樹・下村功・中村広伸・高津佐佳子・原野きよ子)

- ・相談ポスト（施錠）を設置する。
- ・ポストの設置、開封などの管理は人権委員会が行う。
- ・会員に対して、ポストに要望などのメモを入れることを知らせる。（無記名可能）
- ・スタッフはメモの投入確認した時は、人権委員会に即座に連絡をしなければならない。
- ・人権委員会は、投入の連絡があったら、即座にポストを開封し、投入されたメモを確認しなければならない。
- ・人権委員会は、投入されたメモについて、委員全員に知らせ、今後の対処について話し合わなければならない。
- ・人権委員会は、可能であれば、メモを書いた会員に話を聞かなければならない。
- ・人権委員会は、必要な案件については、理事会で議題として取り上げなければならない。
- ・人権委員会は、メモに記載された関係スタッフと協議しなければならない。
- ・解決策（対処方針）を関係スタッフと協議し、個人又は他の会員に知らせる。

- ・記録を残す。